㈡　期間を定めて雇用される者にあっては、次のいずれにも該当するものに限り、その事業主に介護休業の申出をすることができることとした。（第一一条第一項関係）

(1)　当該事業主に引き続き雇用された期間が一年以上である者

(2)　介護休業開始予定日から起算して九三日を経過する日から六月を経過する日までに、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者

㈢　介護休業申出の撤回がなされ、かつ、当該撤回に係る対象家族について当該撤回後になされる最初の介護休業申出が撤回された場合においては、その後になされる当該対象家族についての介護休業申出については、事業主は、これを拒むことができることとした。（第一四条第二項関係）

3　子の看護休暇の改正

㈠　子の看護休暇に関する制度について、一日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるもの以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得することができることとした。（第一六条の二第二項関係）

㈡　当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定（以下「労使協定」という。）で子の看護休暇を取得することができないものとして定めることのできる労働者に、業務の性質若しくは業務の実施体制に照らして、㈠の厚生労働省令で定める一日未満の単位で子の看護休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する労働者（㈠の厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得しようとする者に限る。）を加えることとした。（第一六条の三第二項関係）

4　介護休暇の改正

3と同様の改正を行うこととした。（第一六条の五第二項及び第一六条の六第二項関係）

5　介護のための所定外労働の制限の新設

㈠　事業主は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者であって、労使協定で、次に掲げる労働者のうち所定外労働の制限の請求をできないものとして定められた労働者に該当しない労働者が当該対象家族を介護するために請求した場合においては、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、所定労働時間を超えて労働させてはならないこととした。（第一六条の九第一項関係）

(1)　当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者

(2)　(1)のほか、当該請求をできないこととすることについて合理的な理由があると認められる労働者として厚生労働省令で定めるもの

㈡　㈠の請求は、厚生労働省令で定めるところにより、その期間中は所定労働時間を超えて労働させてはならないこととなる一の期間（一月以上一年以内の期間に限る。以下「5の㈡の制限期間」という。）について、その初日（以下「制限開始予定日」という。）及び末日（以下「制限終了予定日」という。）とする日を明らかにして、制限開始予定日の一月前までにしなければならないこととした。この場合において、5の㈡の制限期間については、第一七条第二項前段（第一八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する制限期間と重複しないようにしなければならないこととした。（第一六条の九第一項関係）

㈢　㈠の請求がされた後制限開始予定日とされた日の前日までに、対象家族の死亡その他の厚生労働省令で定める事由が生じたときは、当該請求は、されなかったものとみなすこととした。（第一六条の九第一項関係）

㈣　㈠の請求に係る対象家族の死亡その他の厚生労働省令で定める事由が生じた場合又は労働基準法第六五条の規定による休業、育児休業若しくは介護休業が始まった場合においては、制限終了予定日前においても5の㈡の制限期間が終了することとした。（第一六条の九第一項関係）

6　介護のための所定労働時間の短縮等の措置の改正

㈠　事業主は、その雇用する労働者のうち、その要介護状態にある対象家族を介護する労働者であって介護休業をしていないものに関して、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づく連続する三年の期間以上の期間における所定労働時間の短縮その他の当該労働者が就業しつつその要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするための措置（以下「介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）を講じなければならないこととした。ただし、労使協定で、次に掲げる労働者のうち介護のための所定労働時間の短縮等の措置を講じないものとして定められた労働者に該当する労働者については、この限りでないものとすることとした。（第二三条第三項関係）

(1)　当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者

(2)　(1)のほか、介護のための所定労働時間の短縮等の措置を講じないこととすることについて合理的な理由があると認められる労働者として厚生労働省令で定めるもの

㈡　㈠の本文の期間は、当該労働者が介護のための所定労働時間の短縮等の措置の利用を開始する日として申し出た日から起算することとした。（第二三条第四項関係）

7　職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置の新設

事業主は、職場において行われるその雇用する労働者に対する育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度又は措置の利用に関する言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならないこととした。（第二五条関係）

九　施行期日等

1　検討

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、五、六及び八の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第一四条関係）

2　経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行うこととした。（附則第二条～第一三条及び附則第一五条～第三三条関係）

3　施行期日

この法律は、平成二九年一月一日から施行することとした。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行することとした。

㈠　七　公布の日

㈡　一の2、三の1及び四　平成二八年四月一日

㈢　一の1　平成二八年八月一日

㈣　三の2　平成三二年四月一日

◇内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一〇三号）（内閣府本府）

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成二七年法律第六六号）の施行に伴い、次のとおり関係政令の規定の整備を行うこととした。（本則関係）

㈠　各省等が、各省等の任務に関連する内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務を行うことに伴い、当該事務を各省等の内部部局の所掌事務として規定する等の改正を行う。

㈡　内閣官房から内閣府への事務の移管及び地方創生推進事務局等の設置並びに内閣府本府から各省等への事務の移管に伴い、必要な機構の改正等を行う。

㈢　その他関係政令の整備を行う。

2　施行期日

この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。